

東かがわ市告示第 84 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第 2 項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から 3 週間東かがわ市事業部建設課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 30 日

東かがわ市長 上村 一郎

1 道路の区域

整理 番号	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
1028	笠屋馬目崎線	東かがわ市白鳥 3071-1 地先から 東かがわ市東山 2-1 地先まで	前	8.40 ~ 16.10	166.7
			後	8.40 ~ 48.80	
1030	黒川大樽線	東かがわ市入野山 441 地先から 東かがわ市入野山 350-1 地先まで	前	5.00 ~ 10.00	246.4
			後	6.05 ~ 27.80	

2 供用開始の期日 令和 8 年 4 月 30 日